

参考4 医療保険制度の財政構造表(平成30年度)

1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的に各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分(被用者保険間は全面総報酬割)で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

3. 留意点

① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・平成30年4月～平成31年3月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、70歳以上74歳以下の者の一部負担金の引下げに係る「指定公費」、その他公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費(医療給付相当分に限る。)等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表 -平成30年度-(4-3ベース)

(単位：億円)

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村一般	退職	市町村国保	国保組合	国保計	特別負担調整(※)	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	71,046	47,166	10	238	13,616	132,075	103,163	592	103,754	5,454	109,209		241,284	164,368	405,651
患者負担	15,629	10,342	2	50	2,942	28,965	17,019	88	17,108	1,145	18,252		47,217	13,791	61,009
給付費	55,417	36,824	8	188	10,674	103,110	86,144	503	86,647	4,310	90,957		194,066	150,576	344,643
給付費(前期調整対象除く)	44,575	33,389	6	143	10,197	88,309	33,420	503	33,924	2,986	36,910		125,219	150,576	
所要保険料(軽減後)	37,264	32,655	5	115	10,197	80,237	12,122	117	12,238	1,837	14,076		94,313	12,005	
公費	7,310	734	1	28		8,072	21,299		21,299	1,149	22,448		30,520	76,098	
交付金(他制度からの移転)								386	386		386		386	62,473	
前期財政調整対象分	24,293	16,521	2	72	4,731	45,618	20,587	99	20,686	1,774	22,460	81	68,158		
給付費(前期調整対象分)	10,842	3,434	2	45	477	14,801	52,723	-	52,723	1,324	54,047		68,847		
前期財政調整(給付費分)	13,450	13,087	-1	27	4,254	30,818	-32,136	99	-32,037	450	-31,587	81	-689		
所要保険料(軽減後)	20,309	16,521	1	72	4,731	41,634	7,473		7,473	1,084	8,557		50,191		
公費	3,984		0			3,984	13,114		13,114	690	13,804	81	17,868		
交付金(他制度からの移転)								99	99		99		99		
後期高齢者支援金	20,841	21,699	9	73	6,816	49,439	11,914	91	12,006	1,719	13,724		63,163		
後期支援金(加入者割)			9			9	16,178	78	16,257	1,353	17,609		17,619		
後期支援金(総報酬割)	19,111	19,294		69	6,089	44,563			-	292	292		44,855		
前期財政調整(加入者割)			-1			-1	-4,264	13	-4,251	46	-4,205		-4,206		
前期財政調整(総報酬割)	1,730	2,406		4	727	4,867			-	29	29		4,896		
所要保険料(軽減後)	20,841	21,699	8	73	6,816	49,438	4,774		4,774	1,142	5,915		55,353		
公費	-		1			1	7,141		7,141	577	7,718		7,719		
交付金(他制度からの移転)								91	91		91		91		
退職抛支出金(保険料負担)	240	255	-	1	76	573			-	4	4		576		
財政負担計	89,948	71,865	16	289	21,820	183,939	65,922	117	66,039	6,482	72,521	81	256,541	88,103	344,644
所要保険料(軽減後)	78,654	71,131	14	262	21,820	171,881	24,368	117	24,485	4,067	28,552		200,434	12,005	212,439
65歳未満	73,099	69,324	11	235	21,505	164,173	13,632	117	13,749	3,561	17,311		181,484		
前期高齢者	5,555	1,807	3	27	316	7,708	10,736	-	10,736	506	11,242		18,950		
公費	11,294	734	2	28		12,057	41,554	-	41,554	2,415	43,969	81	56,107	76,098	132,205
国	11,294	734	2	28		12,057	29,563		29,563	2,415	31,978	81	44,116	48,778	92,894
都道府県							9,749		9,749		9,749		9,749	14,728	24,477
市区町村							2,242		2,242		2,242		2,242	12,592	14,834
加入者数(万人)	3,924	2,952	2	12	855	7,744	2,807	14	2,821	275	3,096		10,841	1,742	12,582
65歳未満	3,629	2,855	1	11	843	7,339	1,596	14	1,609	241	1,850		9,189		
前期高齢者	294	97	0	1	12	405	1,212		1,212	34	1,246		1,651		
総報酬(億円)	918,163	926,917		3,312	292,597	2,140,989				14,017	14,017		2,155,006		
65歳未満	853,318	903,371		2,971	288,363	2,048,023				13,027	13,027		2,061,050		
前期高齢者	64,846	23,546		341	4,233	92,966				990	990		93,956		
加入者1人当たり所要保険料(万円)	20.0	24.1	8.7	21.9	25.5	22.2	8.7	8.6	8.7	14.8	9.2		18.5	6.9	16.9
所要保険料率(医療給付分)	8.6%	7.7%		7.9%	7.5%	8.0%									

(※)「特別負担調整」には、特別負担調整において国が支払基金に対して交付する額を計上している。(全ての特別負担調整対象保険者に係る特別負担調整対象額から負担調整対象額を控除した額の総額の二分之一)